

母と子の幸せを願って



▲高橋さん、香川市長

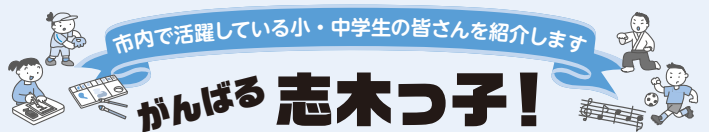
3月27日(水)、志木市愛育班の高橋真理子^{たかはし まりこ}さんが母子愛育会埼玉県支部長表彰を受賞し、日頃の活動と喜びの報告に市長室を訪れました。

志木市消防団長就任



みやた やすひこ
宮田 泰彦さん

【任期】令和6年5月1日～令和10年4月30日



「がんばる志木っ子!」コーナーでは、活躍する志木っ子(主に児童・生徒)の皆さんを紹介しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



第32回全日本学書展
京都府知事賞
にしもと あきみち
西本 明道さん
(志木第二小学校5年「受賞時」)



第32回全日本学書展
和歌山県教育委員会賞
にしもと あかり
西本 朱里さん
(志木第二小学校2年「受賞時」)

しきし消費生活通信

Vol. 23

「おかしいな」「困ったな」と思ったら、消費生活センターへ! 専門の相談員が解決のお手伝いをします。 問合せ/消費生活センター ☎ 188 (いやや!)

賃貸借契約トラブルに注意

入居時の契約内容の確認不足などにより、退去時の原状回復に関してトラブルになったという相談が寄せられています。原状回復とは、「借主の故意・過失や通常はしない使い方をしたことで生じた損傷などは、借主の負担で元に戻す」ということです。借りた当時の状態に戻したり、通常使用による損傷や経年劣化などの修繕は借主の義務ではありません。しかし、通常損耗や経年劣化についての「特約」を設けることで、本来は貸主負担で修繕するところを借主の負担で行うケースがあります。なお、この特約は必要性があり暴利的でないこと、契約時に説明され、合意していることが要件となります。

トラブルにあった場合は、すぐに消費生活センター (☎ 188) ^{いやや!}へご相談ください。